

議会運営委員会会議録

(閉会中 令和2年6月22日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和2年6月22日

招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員長	岩永政則	副委員長	浦川圭一
委員	中村美穂	委員	内村博法
委員	河野龍二	委員	竹中悟

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長	山口憲一郎	副議長	西岡克之
----	-------	-----	------

職務のため出席した者

議会事務局長	富永正彦	議事課長	青田浩二
参事	森本陽子		

本日の委員会に付した案件

- (1) 長与町議会災害対応要領の見直しについて
- (2) その他

開会 9時30分

閉会 12時21分

○委員長（岩永政則委員）

皆さんおはようございます。去る19日に全部解除がなされて、昨日なんかは相当全国で動きがあっただけで、また第2波、3波が心配されてるようでもありますけども、そういう中で今日は招集をかけましたところ、全員御出席をいただきまして、定数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開催させていただきます。

本日の議題はお示しをしておりましたように、長与町の災害対策要綱につきまして議題としたいと思います。私の方から過去のことも確認を含めて、経過を若干申し上げたいと思うんですが、去る元年の11月11日が、この件について最後の打ち合わせをした議運でございましたけども、秦野市議会の災害等対策会議設置要綱というのを研修でいただいて、それを基にして長与町のものに打ち替えたものが1つ、これは前回配布をしております。お持ちであろうと思ったんですが、今日も1枚目に打ち替えた物を配布しております。これが1つですね。それから、長与町議会の現在の災害対応要領につきましても配布をしておりましたけども、今回も2枚目に配布をいたしております。若干赤字で局長が気付きを記載しておりますけども、これも前回も同じようなものを配布しておりました。そういうことで検討をずっといただいたんですけども、大体、全体的には良いだろうというような、一応合意的なものを、結果は良とするということで決定をしてきたわけです。若干あとでまたこれについて申し上げますが、またマニュアルにつきまして、同じように秦野市の概要版の中にこのマニュアルがついておりました。これをコピーして今日は敢えて配布をさせていただきましたけども、このマニュアルにつきましてもこの前議論をいただきました。そしてその結果、これはこれで作って良いんじゃないかということで、もう少し事務局で整理をして、委員長がそれを確認して、成案を作ってくださいよという決定をいただいております。それが、実を言いますとこのマニュアルにつきましては、今日成案的なものには至っていないということでございますので、先程お配りをいたしましたけども、秦野市のマニュアルをそのままコピーして差し上げておりますので、若干御議論をいただきたいと思っております。丁度災害の時期にも直面をしておりますので、本日で、見直しの災害対策要綱につきましては、最終結論を得ていきたいということで考えておりますので、若干時間が掛かるかもしれませんが、一定審議をしておりますので、もうさらさらっと終わるかもしれませんが十分御審議をいただいて、災害に対する対応をうまくいけるような、そういう要綱ができれば良いなということでございますので、ただいまから御審議をいただきたいと思います。説明は前回十分してまいりましたけども、再度、最終的なことですので、資料を事務局長に説明させますのでよろしくをお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

皆さんおはようございます。それでは説明をさせていただきます。クリップ留め3枚で皆様のお手元に配布をさせていただきます。右肩の一番上の行を見ていただく

と、1枚目が秦野市要綱を長与町に置きかえる改正の案ということで、これは前回11月の議運で、秦野市を長与町に打ち替えてそれだけで良いんじゃないかということで、そのとおりに打ち替えをしたものでございます。こちらの要綱につきましてはタイトルを見ていただくと分かりますように、対策会議設置要綱ということで、対策会議を設置するための要綱という名称でございます。ですから、もしこれを選びますと現要綱が廃止になるということで右肩に表示をさせていただいております。これがまず1点目でございます。2枚目の方にまいりますけども、2枚目の方が、現在の長与町の災害対応要綱の問題点というのを赤字で示させていただいております。現対応要綱につきましては、対策会議の設置は中に潜り込んでおまして、災害時に長与町はどう対応するのかという要綱になっておるところでございます。3枚目が、2枚目の赤字のところをいろいろ解決策を模索していくと3枚目になりますよということでのお示しでございます。まず、秦野市の分につきましては、皆さん11月の段階で見ていただいて、長与町に置き替えるということで話は済んでおりましたので、2枚目と3枚目の方を並べて見ていただきたいと思いますが、まず、現在の要綱の趣旨を変えずに、災害時にどう対応するんだという作りをそのまま残すということで改正をしていきますと2枚目の方で赤字の方を見ていただきたいと思いますが、まず第1条の部分は下線を引いております、「対策本部と連携し、災害対策活動を支援、そして議員自らが迅速かつ適切な対応を図る」というところに線を引かせていただいております。この対応要綱の趣旨自体はこういう形で私は構わないと思いますが、まずどこと連携し、何を支援するのか赤字で書かせていただいております。「議員自らが迅速かつ適切な対応を図るとは何を想定しているのか、すべきなのか」と書かせていただいております。まず1条の一番最初の「どこと連携」というところでですけども、災害対策本部と連携するのか、と言うよりも大きな括りとするれば町と連携する。3枚目の方を見ていただきたいと思いますが、町と連携して、町の対策を支援するんだという、一番基本になる趣旨の部分を、そういうふうにとまとめたかどうかということを考えています。「議員自らが迅速かつ適切な対応を図ると」という現行の要綱分ですけども、ここは「迅速」というところが果たして議員で必要か。議員は適切な対応を図ればいいんじゃないかということで迅速を外させていただいて、3枚目の第1条、改正案を作らせていただいております。一番問題になるところが2条の下線部分ですけども、「災害が発生して町対策本部を設置されたときは速やかに全員協議会を招集し」という現行の分ですが、「災害時に全員協議会を招集できるか、二次被害も含め、集まる必要があるか。」という赤字を書かせていただいております。ここにつきましては改正案ですけども、「災害対策本部が設置されたときはこれに協力するために」3枚目の方ですけども「長与町議会の全員協議会内に災害等連絡会議を設置することができる」ということを提案させていただいております。全員協議会内というのをわざわざ入れてるのは設置根拠が実際無いんですね。法的な設置根拠っていうのが。ですから要綱を作って会議というのは作れますけども、それが法的に成立するかということ

を考えると、今までも集まるときは全員協議会という題目をつけて集まっていたいておりました。議会内には本会議と委員会と特別委員会と全員協議会。これしか法的根拠を持つものはありませんので、基本的には全員協議会の中に連絡会議というものを作るのが正しいやり方だろうということで「全員協議会」というのを入れさせていただいています。第3条の方は現行の2枚目の方ですが、「本部長、副本部長、本部役員及び本部員をもって構成する」ということで、第2項以下に本部長は議長、副本部長は副議長、本部役員は常任委員長を充てて、本部員はそれ以外の全員ということで、結果的に本部を議員全員で構成するという書き方に現要綱はなっています。そして、ここで気になるのが現要綱の第3条第4項。本部役員は云々というところで「本部の事務に従事する」そして5項でも「本部の事務に従事する」議員全員が本部を構成して本部の事務を行うと書いてあります。この本部の事務というのが第4条になるんですけども「議員の安否の確認をすること」「町対策本部から災害情報の報告を受け、各議員に情報提供を行うこと」ですね。6号までありますけども、この任務を議員が行うように現要綱はなっていると。果たしてこれができるかという部分と、3条の下の赤字を見ていただくと分かりますけども、「本部役員と本部員（議員全員）は本部長の命を受け、その指揮監督の下、第4条の事務に従事する。」となっているんですけども、この状況が想定されるかということでございます。3枚目の方は第3条の一番下の6項に「連絡会議の庶務は、議会事務局において処理する。」ということを一文入れてます。これを入れないと連絡会議は全て議員が回すという建付けに現要綱はなっているということでございますので、ここに「議会事務局」を入れて、所掌事務の第4条の部分は事務局がメインで回すというふうにすべきだろうということで書かせていただいています。それと、現要綱2枚目の第4条「本部の任務」となっていますが、新しい方は「所掌事務」ということで、タイトルを変えさせていただいておりますけども、現要綱のまず第4号「被災地及び避難所等の調査を行うこと」というのがあるんですが、基本的に現要綱上ここには調査権が無いはずだということで、調査権無しということで書かせていただいています。この本部そのものには調査権は無いということ。それと、第5号にも書いてあります「国・県への要望を行うこと」ここは「本部として行うのか（法的根拠なし）議会として行う。」ということを書かせていただいておりますけども、例えば国県に要望を出すときには、長与町議会の対策本部という名前では多分出せない。長与町議会として出すということになると思いますので、ここもどうかと、引っ掛かるところでございます。その辺につきましては、3枚目の4条の方では、4号と5号は全部削っております。「その他議長が必要と認める事項に関すること」の中に潜り込ませて、実際には長与町議会としての対応になるはずということで、2枚目からは外しているということで御理解をいただきたいと思います。2枚目をひっくり返していただきまして、冒頭赤字を書かせていただいておりますけども、先程お話ししたように「第4条では本部（議員）が議員の安否確認をはじめ本部の任務を行うとなっているが、第5条では、議員は役場に来

ない想定となっている。第2条の全員協議会で参集し、本部を設置してから各地域に赴くのか。避難場所等の分担はどうするのか。実際行くのか、行けるのか」ということ書かせていただいています。現要綱の第5条は「議員の対応は、次に掲げるとおりとする」ということで、1号から5号までありますが、1号は自分の安否の連絡。2号が情報を受けること。3号が情報を本部に報告すること。ここの3号から以下が「各地域における」というふうに、現要綱は全部書いてあるんですね。ということは、皆さんは地域の現場にいるという想定になっています。果たしてこれが可能かなというところを考えたところです。言わんとすることは、恐らく地域活動に皆さんちゃんと協力しましょうね、ということをお願いしたいんだろうということで考えましたので、3枚目の方の議員の対応は、まず一番大事な1号ですね。「議員は、地域の一人として、地域における災害対応に協力すること」でまとめられないかなと。2号で、情報を聞いて報告して提供するというのをまとめさせていただいています。3号。ここが一番大事なところですが「議員は、連絡会議以外の手段で町対策本部に連絡しないこと」ということで書かせていただいていますけども、ここの部分が今まで視察とかでいろんな勉強した中で一番肝になる部分じゃないかということで、敢えて3号をつけ加えをさせていただいています。現要綱で5条まで行きましたが、現要綱の6条は議会事務局の対応ですけども、1号で「事務局長は、町対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、本部への情報提供を行う。」戻りまして4条の(2)の情報提供を事務局長は行うと。現要綱は、事務局長からの情報提供を受けて、議員の会議の中で情報提供を行うと。それと第2号で、事務局職員は本部の業務に従事するというようになっておりますが、現実的には、町職員は町の対策本部の方の従事も必要になってくるということでございますから、もう6条は削って、先程の3枚目の方では庶務は連絡会議の組織の中で議会事務局がするんだということにまとめさせていただいています。一番最後、下の方に現要綱における課題問題点ということで、掲げさせていただいておりますけども、本部の設置の第2条のところ、町対策本部が設置されたら即、議会の方の設置が必要かという設置の基準の部分が、今あいまいかなというところ。それと、議長を初め全議員が参集する必要があるか、参集の基準。「本部の任務」の4条第1項の安否確認の方ですけども、事務局が連絡するのか議員が連絡するのか、連絡方法と時期。連絡がとれないときはどうするのかというところは、要領辺りを作って整理すべきかなということで御提案をさせていただいています。本部の任務の方ですけども、議会として必要なことは何かということで、重要な順番に、議会の体制を確保するのが第一義的には一番大事なことだろうと。次に町への支援。次に国県への要望等が出てくるのかなということで整理をさせていただいています。それと5条の「議員の対応」というところですけども、避難所等に議員が行くのか。その辺も考えておかないといけないかなということで、行動基準をどうするのか。議員として必要なことは何かということで、地域の一人ということで、先程も改正案の方で、まずは地域の一人として協力しましょうということを挙げさせていただいて

ます。議員として何をどこまでやるのかというところ、議員の行動基準。この辺りも考えまして、3枚目の改正案を提案させていただきたいということで考えております。3枚目の方の話に行きますが、先程申し上げましたように、第1条につきましては対策本部の支援ではなくて町の連携と支援というところで整理をしています。それと第2条では、全員協議会の中に連絡会議という会議を設置することができる。これは「議長は」ということでしておりますので、議長が単独で設置できるというふうに、有事の際は全員協議会をしてる暇は無いということで、全員が集まる必要は無いということで整理をしています。第3条の方は一番最初に議員全員で構成をするということと、議長が連絡会議を代表し主催する。この第3条3項のところで「議長が必要と認める場合に、その他の議員の参加を求めることができる。」ということで、そのとき議長が必要と考えた人がいつでも呼べると。例えば常任委員長とか議会運営委員長とかですね。その辺りの参加を議長の専権で呼べるということにまとめております。4号が議長が事故あるときの副議長の代理と議長、副議長ともに欠けたときの扱い。庶務は議会事務局が行うということに整理しています。第4条の方は基本的には大きくは変わっておりませんが、議員の安否確認、町の対策本部からの情報提供と3号が議員からの情報を町対策本部に提供すること。それと、最後にその他議長が必要と認める事項に関するということ、4つにまとめさせていただいております。5条は先程説明したとおりでございます。一応こういう形で現対応要綱を改正するというスタンスで提案しますとこういう形になるかなと。今回、3枚目タイトル見ていただきますと「災害等」ということで「等」を入れさせていただいております。今回のコロナ対策を受けて、災害の定義もどうしようかなと考えたんですけども、もう何が起こるか分かりませんので、もう災害等で全部括ってしまいたい。それと第2条の方も「災害等により町に対策本部ができたとき」ということで定義をしておりますので、議会の連絡会議というのは、何の対策本部でもいいですけども、何か町の対策本部ができたときには対応できるというふうな条文にさせていただいております。この改正案と一番最初に言いました秦野市の要綱を比較して、どちらを採るかっていうのを協議していただければということで考えています。長くなりましたが以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

事務局長の説明が終わりましたので、いろいろ御意見を伺っていきたく思うんですが、ちょっと私の方からコメントしますと、なぜ見直しをしなければいけないのかという点が明確になって、それではどういう方向に見直しをしていったらうまくこれが転んでいくのかという、その辺りが改正の視点だろうと思うんです。現在は皆さん方知ってのとおり茨城県取手市。その辺りを含めた研修をしながら、災害対応の要綱という名称をもって、してきたということであるわけですけども。赤字で事務局長が書いて、今説明がありましたけども、若干の問題点もありながらも、これで転んでは全く行かないということではないわけですね。したがって、現在は今の議長をして転んでいって

わけなんです。ところがどうしてもこれがあるために支障があるとか、何か不足するためにこれを入れなきゃいけないという理由があって、それではそれをどう変えていくのかということに見直しというのはなっていくだろうというふうに思うんですね。それが1つ長与の現在の要綱。それから秦野市を参考にした1枚目の、これずっと見ていただくと、先程事務局長が言いましたように、災害対応要綱が長与にあるんですが、災害対策会議という、対策会議を設置するための要綱になっているということで、中身は組織をどうするのか、あるいはその所掌事務をどうするかという、そういう文書構成になっている。だから、うちの現在の災害対応要綱の中身とは若干異質であると。災害対策本部を設置するので、その対策会議の中身はどうかという文書構成になっているということなんです。うちの場合は議員の役割という面が入っておるんですね。第5条に議員の対応と役割が入っておりますが、秦野市を参考にしたものについては対策会議の要綱ですから、議員の対応は全く記載も無いと。それでいいのかという問題点も逆にはあるだろうということと、もう1つは先進地研修のときもいろいろ研修をいただいたように、災害と言ってもいろいろ災害もあるわけで、若干よそを見てみると、大規模災害というものに限定をした災害対策要綱等になっておることからですね、大規模な災害に関わることについて、議会としても対応していった方が良くないかということがありまして、この点は1枚目の(1)ではっきり大規模災害というものを位置付けているということはあるわけです。その代わり議員の対応は全く無いということでございます。そういうことの良い面、悪い面が多々ございますけども、いろいろ自宅でも検討いただいておいでだろうと思いますので、ただいま敢えて局長から説明をいたしましたけども、変える場合にどういう形に変えていくのかというその辺りを、最終的な段階にきておりますから、どうぞよろしく御審議をいただきたい。

何か御意見ございませんか。

それから誤解を招いたらいけませんので、3枚目の長与町災害等対応要綱は事務局長で作っていると。私もコメントは全くいたしておりませんので。これについてはしておりませんので、事務局が見て現在の要綱、あるいは秦野市を打ち替えた要綱等を見ながらこういう形に集約したらいいんじゃないかという考え方で作られたものという理解をして、御議論いただきたいと思います。どうぞ何かございませんかね。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

逆に委員長から説明聞いたら難しくなった感じがしてね。全部、結局今からこの中を1つずつやって、それとも1条からずっとやっていくわけですか。議事進行についてお尋ねしたいんだけど。この中でどうですかって言われても、どこをどういうふうに言っているのか僕ら分かんないですよ。だから1条から1つずついくものか。もしくは全部今の説明があったから、その結局おかしい点だけをいくのか。その辺を議事進行の中でね、委員長の方で決めてもらわんと。発言がしにくい。

○委員長（岩永政則委員）

今事務局長に説明をさせましたけれども、3枚について敢えて説明を申し上げましたので、トータル的な面からいくところというのがありますということをお願いしたんですが、冒頭に言いましたように、前回秦野市を打ち替えて1枚目のように大体していこうじゃないかということになっていたわけです。そこで若干見直したところで、先程最後に私申し上げましたが、議員の役割というのが何も無くても良いのかなと、あるいは要るべきじゃないのかなという、現在の対応の要綱からいけば、そういう感じ方を委員長としては、はっきり言って持ちました。したがって、皆さん方で前回どおり、決めたどおりで良いんじゃないのということで結論づけていただければですね、2枚目3枚目をもう破棄して1枚目でいくということになるんですが。もし良かったら2枚目3枚目を参考にしながら、若干不足をするんじゃないのというものがあれば、こういうものを入れとけばどうかというようなですね。フランクな形で自由に御発言をいただければ良いんじゃないかという意味のことを申し上げたわけです。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

今、委員長が説明されたように、先程出てきた11月25日の議運の中で災害対応要綱を長与町議会災害等対策会議設置要綱に変えようと。それは秦野市の要綱を長与町に置き変えてしようじゃないかということで確認をしたんですよ。それで、今日いただいた資料の最後にもありますように、24年の12月10日は廃止するというふうにして。私が以前もらった資料では、4月1日から災害対策会議設置要綱をこの要綱に変えるという形で確認してたんですよ。今回新たに、そこだけでは不十分ではないかということで、今の災害対策要綱を災害等対応要綱に変えての提案がなされたところで、前回確認してそれでやろうというふうになってたんで、今回の新たな提案というのは、1つはどう考えるかなというふうな部分と、先程委員長が言われた議員の対応のところですね。確かに対策会議設置要綱では議員の対応というのが無いんですが、私は敢えてこれが必要なという部分も感じておるところです。具体的に議員が地域の一員として協力するだとか、必要に応じ連絡会議へ報告するだとかっていう部分というのは、ある意味、1つは当然のことでもあるし、ただ、ここに縛られるのもちょっとどうかなっていうふうな感じがするわけですよ。ですので、敢えて無くても自ら議員としての対応をするっていうのは、それぞれが判断するところではないかなというふうに思いますんで、これがなくてもいいのかなと。そういう意味では、この対策会議設置要綱から今回新たに提案された災害等対応要綱で大きく違うのは、議員の対応の部分が入ってるのかなというところ。1つは所掌義務なんかは簡略化されてるところもありますけど、一度、対策会議設置要綱でいこうというふうの確認したんで、不十分なところは変えていくというのは当然でしょうけど、新たにこの提案をされるとちょっとまた迷ってしまうかなと。さっき言われた一つ一つを吟味していかないかんとかなっていうような形には、考えて

まいりますのでですね。私は個人としてもこの対策会議設置要綱で良かったんじゃないかなと。これが分かりやすいんじゃないかなというふうなですね。判断はあのときしたんで、これで十分対応できるんじゃないかなと今のところ思ってるんですよ。新たな部分を再検討するんじゃなくて、これで十分。現状もこういう形でやられてるところがあるんで、いろいろと不十分だとか余分なところがあるのかもしれませんが、この対策会議設置要綱で可能んじゃないかなと思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

河野議員の御意見では、もう決めたんだからこれで良いんじゃないかという御見解のようでございます。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

説明を3案してきましたけれども、議事の進行上、先程河野委員からは、一応前回もう決めておるのでこれで良いんじゃないかというような御意見もありましたけども、3案については事務局の、町としての1つの試案っていうか、そういうことも含めてトータル的にお考えいただきたいという意味で説明を申し上げましたので、進行の都合上整理をさせていただきたいと思っておりますけども、この災害対策会議の設置ができますとそこに役員が出てくるわけですね。だから、今までのような、若干構成が変わっておるようですけども、議長をして、ほかに副議長以下数名の方を配置して、それでスムーズにいけるような、全員が集まらなくてもいけるような対策会議という設置の要綱であるわけで、この辺りは前回理解をいただいておりますのでございまして、説明は、事務局の説明として整理をさせていただきたいと思っておりますけども、前回お決めにいただいた長与町議会災害等対策会議設置要綱で良いのじゃないかという御意見でございますので、その辺りを含めて、これをベースにして再度検討していただくということで良いでしょうかね。

副委員長。

○委員（浦川圭一委員）

今竹中委員が言われたように、1ページ目か3ページ目かどちらかで行くんだと決めていただいて、その中で1条からここはどうなのかっていう議論をしていただければ。まず1ページ目でいくのか3ページ目でいくのかというのを、皆さんのあれをとっていただいた方が、非常に先の議論を進めやすいんじゃないかと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

今私は第1案ではどうだろうかということを申し上げたんですが、皆さん方の御意見どうでしょうかね。

内村委員。

○7番（内村博法議員）

毎度のことなんですけど、一旦決めたのをまた蒸し返すというのが今までの例だったんですよね。それはあまり僕も好きじゃないんですよ。一旦決めたことをまた蒸し返すっていうのはね。だから、事務局はもし提案があるんだったら、そのときに言うべき。今、言う必要はないんですよ。そうしないと何回も、延々と続いていくわけ。前回もそうだったし、それを誰がコントロールするかというと議長なのよね。事務局の提案というのは議長がするんですよ。提案者は、委員長と議長しかいないわけね。だから事務局は議長を通じて提案すべきと思うんですよ。形式的にはね。もしくは、委員長と相談して、こういう方向でしたいと思えますけども、委員長が了解すれば委員長提案としてする方法もあるわけですよ。まずその進め方、先程竹中委員が言いましたけどね。そこが私疑問に思うわけですよ。事務局は議長の指示に従うというのが基本的な役割なんです。だから議長を飛び越えて提案することはまずあり得ないわけね。議長と相談して、どうしても見直したいということであれば、議長の方から提案してもらうというのが筋論だろうと思うんですよ。そうしないと事務局に対する小言になってしまうから。そこは、僕は議長時代の経験として常々思ったことなんですよね。事務局は黒子としてね、議長を通じてやっていくというのが本来の姿じゃないかなと思うわけですよ。だから提案はありがたいんだけど、やっぱり進め方としては、議長を通して議長が了解の下にやっていかないといかんですよ。恐らく議長は知らなかったと思うんですけども。

○委員長（岩永政則委員）

議長。

○議長（山口憲一郎議員）

内村委員に対してお答えしたいと思えますけども、事務局としては、こういう話し合いはずっと、できれば見直しをしながらっていう話はして、ずっと来とったわけでありまして。ただ内村委員が言われますように、ちょっと欠けた面もあったらどうかと思えますけども、そういうことを委員長と打ち合わせがあったかどうか、そこまでは今回私も指摘しておりませんので、その辺は分かりませんが、事務局からの提案というのはいろいろ考えていただいて、良い方向でやっていかないといけないということで、そうであれば良いじゃないのと言ったことはあるんですけど。正式には抜けてたとなれば、ここでお詫びをさせていただいて。お許しが得られれば、せつかく事務局も考えていただきましたので、再検討をしていただければということで、お詫びとお願いに代えさせていただきますと思っています。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

さっきから進行のやり方。だから内村委員が言ったのは、まさしくそのとおりですよ。今日の委員会は本当を言えば、事務局提案は初めは出さないで、これについてはどうですかという意見から始めて、そしてその後、議長と話し合った分の提案が一つあります

けど、これを事務局に説明させますと。そういう手順でやらないといかん、基本的には。いきなり事務局がこがんしたら、もう改正ありきで話が進んでいる。せつかく良い案が出てるのに。それだったら逆にそれはおかしいんじゃないのと。ルール上おかしいんじゃないのという話になるわけです。これは確かに議長が結局これを提案するというのが筋です。そして、あくまでも事務局はそれに対して資料を議長に渡すというのが筋ですね。だから今日の議事進行について、僕はちょっとおかしいんじゃないかということを初めに申し上げた。だから、これは変更が必要だと決められたあとからこれを出して事務局が説明をする。いきなり初めから事務局が説明をしたら、そのあとまた委員長が言うから、これどうなってるのとしかならない。基本的には河野委員が言ったように、初めに決めたわけだから良いじゃないという話で、みんなが一致すればもうそれで終わり。しかし今度のコロナのことがあって異議が出て、やっぱり変更すべきだなということであれば議長が一応提案をして、事務局がそれを説明する。この順番でいかないとそれはもう会議にならない。それを申し上げてる。

○委員長（岩永政則委員）

若干、御指摘のようにずれた面が多々あるわけで、もう途中は省略をいたします。もういろいろ経過がございましたからですけどもね。言い訳もしませんけども。ただ冒頭に言いましたように、書き替えた秦野市の前回決めていただいたものの中で見直しをして、若干時間がありましたのでね。いろいろ現在の対応要綱、これらも再度私の方も見直したりしておったんですが、今日は特に冒頭に言いましたように、議員の任務が、対策会議ですから要らないじゃないのということにも繋がるのかなと思いつつもですね、現在の要綱には議員の役割的なものがあるのでね。この中に入れ込む必要が無いのかあるのか、その辺りの議論をしていただくのが主で、今日はお願いをしたわけなんです。ただ先程言いますように、最後の事務局案の中にも議員の対応が第5条に入っておるわけなんです。そういうことも参考にしながら、メインは打ち替えたものをベースにして、そこに補充が必要であれば補充いただいて、それは対策会議ですから議員は当然のことだということで、この中に入れなくても良いんじゃないかという意見であれば、入れなくて、そのままいくという、そういう趣旨で今日は皆さん方の意見を聞いて、最終結論を得たいということで会を行ったわけです。御理解いただきたいと思いますが、議員の対応ということについてはどんなんでしょうね。入れる必要はないでしょうか。浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

まずどちらの案で進行を進めるということを決めていただいて、その中で当然、議員の対応とかどうかという話が出てくると思うんですよ。だから2枚あるんですよ。こちらの方で進めますと明確にいただければ意外と進むんじゃないかと思うんですが。

○委員長（岩永政則委員）

先程から言いますように、打ち替えたものを前回決めていただきましたので、これを

ベースにして、若干補充ができるものがあれば補充してでもという意味で、現在の置き換えた分をベースにして、1枚目。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

50分まで休憩をいたします。

(休憩 10時40分～10時48分)

○委員長（岩永政則委員）

時間が参りましたので休憩中に引き続き委員会を行います。

いろいろ御助言いただきましたけども、追加で何か御意見ございませんかね。無いようでしたら最終的に前回決めていただいたような、長与町議会災害等対策会議設置要綱、秦野市の置き換えた分ですかね。これで再確認をして良いでしょうか。

副議長。

○議員（西岡克之議員）

先程の議論の中であつたように、これでいくつというのではなくて、もちろんこの言葉の中に不備はあると思います。この中でも。文言の中で、例えば今日事務局長が説明をした中で、法的根拠が無いということがこの中にはあるらしいんです。それをどうするのかとか、議員の任務についてどうするのかというのを解決しながら、これをベースにしていくというふうに理解していいですか。

○委員長（岩永政則委員）

議員の任務等について、入れるべきかどうかという意見がありませんかということでも最終的に問うたわけですが。無ければね、無いわけですから。ただ副議長が言われた法的に問題がある。どこにあるんですか。前回決めていただいたように、打ち替えたものに対して何か御意見ありませんかと、何も無ければこのままでしょう。

西岡議員。

○議員（西岡克之議員）

委員外ですけれども発言をさせていただきます。河野委員も言われたように、そもそも論で、長与町議会災害等対策会議設置要綱でいくのか、事務局長が示した長与町議会災害等対応要綱でいくのか。これはまだ決めておりません。皆さんの合意を聞いてないと思います。それと先程私が申し上げました法的根拠。要するに全員協議会を根本として、その中で災害対応をするのかということもまだ決まってないと思います。秦野の方には全員協議会を根本にした災害対応が無いという事務局長の発言でしたので、そこをどうするのか。それと議員の任務。また3条4項にある別に定める代理者っていうのを誰にするのか。それも決めてないと思います。ほかにもまだありますが、一応そこ3点を御提案したいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

第1点は災害等対策会議設置要綱にするか、災害等対応要綱にするかという質問でしたよね。皆さんどうなのでしょうね。皆さん方でお決めいただいて良いです。秦野の場合は冒頭何回も言ってるように、「災害対策会議」と言うて対策会議の設置要綱として、その構成は1条から対策会議に関わることのみ必要なものを1条から7条まで謳われておる。前はこれで良いんじゃないですかということ決定を一応いただいたという経過がありますから、何回も言っておりますので。皆さん方ですね、災害対策は使わずに対応要綱で良いんじゃないですかと、何か意見がありませんかということを探ねておりますからね。その辺りを変えた方が良いんじゃないですかということ提案があればそれを議論して、多数決でも何でも、全会一致でも良いですから決めていただければ良いわけで、それを今何かありませんかと言っておるわけですからね。今おっしゃったように、どっちが良いかということ言われれば、皆さん方に諮ってみんなで決めていただく。私が決めるわけにいかんわけです。どうですか意見は。全会一致

内村委員。

○委員（内村博法委員）

私は秦野市のこれを置き換えたやつを、それぞれ疑問があるところを見直していけば良いと思うんですよ。先程事務局長それから議長が諮問したということで改めて言ったわけだから、それも尊重しながらこれを見直していけば良いと思うんですよ。だからこのタイトルですけども、この設置要綱で、対応とどう違うかということになるわけですけども、対応と言ったらものすごく幅広い概念になってしまうわけですよ。例えば現地調査とか、そういうのが入ってくるわけですよ。そうすると先程言ったように、対策本部っていうのは調査権限が無いんですよ。これはもうはっきりしてるから。特別委員会が設置されればそれはできるわけですけども。要するに、じゃあ何を目的とするかっていうことがね、この問題になってくるわけですよ。災害対策本部を立てる目的がね。だから、その目的によって縛られてくるんですけども、秦野市の置き換えの第4条（所掌事務）ってここに書いてあるわけですね。目的みたいなものがですね。だから、これをするのかということになるわけですよ。私はこのタイトルだけ絞ったら、秦野市の方が良いんじゃないかなと思うんですよ。対応と言ったらすごく幅広いことをしなくちゃいかんと。特別調査委員会ならそういうことも可能かもしれませんが、そこまで対策本部としてするのかどうか、ちょっと疑問に思うわけですよ。そうすると、やっぱり設置要綱が良いのではないかなと。役割って言ったら所掌事務の中に書いてあるんですよ。これは目的になるんですよ、実際にね。「議員の安否確認等を行うこと」「議員からの災害情報を収集、整理し、町本部に情報提供すること」とかね。それから「本会議、委員会、全員協議会等の開催及び協議事項の調整に関すること」とか。それから「町本部と連携・協力し、国、県等に対して要望活動を行うこと」この6番目の項はこの前ちょっと議論になったんですけども、自分の属する地方公共団体には要望するなどなってるわけね。議員必携にはね。しかし、自分の町以外にはできるわけす

よ。解釈を逆にとったら。これはできるっていうことになるわけですよ。しかし、それを対策本部長名とするのか、議長名とするのか、あるいは議会名とするのかっていうね。この3つがあるわけですよ。どれでいくのかっていうことを決めていただきたいというのが、多分、事務局の考えがあるのではないかなと思うわけですよ。ここは議論する余地があるわけですね。それからもう1つ、議会事務局の役割というのを入れとかないと行かない、原案どおりに。これはやっぱり議会事務局は何でかっていうと、町の災害対策本部の委員にもなってるんですね。今どうかちょっと分かりませんが。だから、ここはやっぱりそういう役割があるからですね。議会事務局の役割ということで入れとかないといかんだらうかと。実際に動くのは議会事務局なんですね、議長じゃなくて。例えば僕がしたときにはこういうファックスを送ってくれと、各人にね。自宅で待機してください。招集は行いません。来たら2次災害が起こるから自宅で待機してくださいというようなファックスで送ったような気がするんですよ。そういう議長が指示をして、事務局はその処理をしていかないといかんというケースが出てくるわけですね。だからここは、入れた方が良くないかなと思うんですよ。それから議員の役割って、ここちょっと触れてるんですよ。第4条(4)で「議員からの意見・要望等を取りまとめ、町本部への提案、提言等を行うこと」って書いてあるわけね。だから議員は要望を出すわけですよ。それが仕事になるわけね。そうすると、地域住民からいろんな苦情とかね、そういうのをして、要望を取りまとめて提言するとか書いてあるから。あまり大上段に議員の役割というのは、災害対応に協力するっていうのはこれはもう当然のことだしね。事務局が書いてあるようなことはね。これは入れなくても良くないかなと思うんですよ。対応要綱の第5条(3)の「議員は、連絡会議以外の手段で町対策本部に連絡しないこと。」これは僕はどこかに入れてもいいんじゃないかなって感じがいたしますね。なぜかと言うと、あんまり町の方に議員各自があっちこっち直接言ったら町が混乱してしまうから、それは止めた方がいいんじゃないかなと思う。具体的なケースになると議長の判断だろうと思うんですよ。具体的な行動は。例えば、全員集まってください、全員協議会開くからとかね。そういうのは議長の判断になるし、状況もあるわけですね。大雨で来れない場合もあるわけですね。そんなときに来いと言ったって2次災害を起こすだけの話。もうその辺りは非常時だから議長に一任したらどうかと思うんですよ。一応私が思ったところはそういうところですよ。あとはそれぞれ、ずっと逐条で行った方が良くないかどうか、そっちの方が分かりやすいかもしれない。

○委員長（岩永政則委員）

今のは災害等対策会議で良いと言うことの御意見と、議員の対応について入れなくても良いよということ。

ほかに御意見ございませんか。

浦川委員

○委員（浦川圭一委員）

この置き換えた1枚目の中で（組織）第3条で「災害等対策会議は、議長、副議長、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長をもって組織する。」ということで明言してるんですが、ここにほかの議員は一切入らないということですかね。私は全員で組織した方が良いのかなって感じはしておるんですが、そこはどうでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

そもそも論で申し訳ないけど、一応議長のさっきの話でね。やはり、コロナ対策でいろんな部分で体験した以上、少し変えた方が良くないかという意見が出たということで、その中で今話が進んでいるものと理解をしています。それで進め方として、今内村委員、それから浦川委員からも1条とか3条とかいろいろ話があったんだけど、一つずつ、もう1回話を持っていった方が良くないか。1条はこれで良いのかという確認をしていった方が。まず初めにすることは、委員長から提出されたその災害等対策要綱にするのか、先程内村委員も言った災害等対策会議設置要綱ですね。まずこれをどうするかということをつづつしていかないと、みんなばらばらに意見を出していくと、時間が幾らあっても足りないんで、それを済まして1条はこれでいいか、2条はこれでいいかということでした方が私は良いと思う。そういう意見です。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員から出たことを先程私確認しましたように、1枚目の打ち換えた分のことなんですけども、対策会議設置要綱で、このままで良いという発言でございますので、これはもう打ち換える必要は無いという意味に捉えたわけです。それと私から何回も出ましたように、議員の対応について入れるべきなのか、入れる必要は無いだろうかということをお願いとったんですが、今の確認では、内村委員の話では議員の対応は敢えて入れなくても良いというような発言でありましたですね。そういう意見がありましたけども。これは前回はずっと確認をしたんですよ。もう1回いきますか。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

竹中委員から上から順次ということで提案がありましたけども、それで良いですかね。いきますよ。そしたら見出しですね。「長与町議会災害等対策会議設置要綱」これはどうですか。

（「異議なし」の声あり）

それじゃ（趣旨）1条について何か異論はありませんかね。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

見出しがそうなるそうですね（趣旨）と（設置）はもうそのままになると思うんですよ。文言が変わるかもしれませんが、ここでは「議員の適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。」となっておりますけど、会議設置要綱になると（趣旨）はこの通りいかないと駄目だと思うんですよ。第2条も災害等対応要綱になると災害等連絡会議の設置となりますので、設置の第2条もおおよそこういう流れになると思います。文言が少し変わるかもしれませんが、そういう形にしかかなり得ないんじゃないかなと思うんですよ。

○委員長（岩永政則委員）

現在の第2条について何か意見はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

私は一般質問のときに、町の感染症対策本部とそれから自然災害ですかね。対策本部は同じにすべきじゃないかなと。別々にたてるのはちょっと違和感を感じるということで質問したことがあるわけですね。しかしながら、行政の対応としては、自然災害は災害対策基本法に基づいてやってるわけです。感染症対策はインフルエンザ等対策特別措置法に基づいて設置されてるわけですよ。それぞれ法律のあれが違うんですよ。縦割りになってる。だから、私が聞いたらなかなか良い返事がもらえなかった。一緒にされたらどうかとかね。だから、（設置）の長与町災害対策本部ってありますよね。これ自然災害のことしか無いわけですよ。特措法に基づくそれは無いわけですよ、厳密に言えば。長与町災害対策本部というたら、これはこの前の町の答弁からいくと縦割りでいきますから。それぞれ対策本部を設置しますよっていう回答だったんですよ。そうすると、この災害対策本部というのは自然災害しかないわけですよ。だから、このところ表現をどうするかっていうのがでてくるわけですね。

○委員長（岩永政則委員）

今のは意味が不明でございましたけども。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

自然災害にだけ対応するのは問題だということでお話あったんですが、この2条の（1）にですね「大規模な災害や重大な事件、事故等の危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において町本部が設置されたとき」ということである程度今回のような事態も含んだところでの設置になるんじゃないかなというふうに理解ができると思うんですよね、ここで。だから私は原文のままでもよろしいのかなというふうに思っております。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

正式名称がどうなのか。今度のコロナ対策のときはどういう正式名称だったんですか、

長与町の対策本部というのが。コロナ対策本部という具体的だったんでしたかね。長与町災害対策本部っていうのが、内村委員が言われる、その災害だけに対応してるというふうな名称になってるということでしょう。ここを「等」を入れて該当するのかどうかよく分からないんですけど、幅広くいろんな災害、感染症に対応するような文言にならないのかですよ。そうすれば可能かなという気がするんですけど。1号で確かに明確に「事件、事故等の危険が発生し、町本部が設置されたとき」となってますんで、ここでも明確にはなってるんですけど。その文言が気になるならばそういう表現の方法を換えたら大丈夫かなというふうに思うんですけど。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

私はさっき河野委員が言ったように「等」を入れた方が良いと思います。「災害等」としたら良いんじゃないかな。長与町の防災計画は、長与町災害対策本部というのが出てくるわけですよ。これは自然災害しかしてないんですよ。だからこれをそのまま入れるのはどうかなっていうことで、先程疑問を呈したわけですよ。だから「等」を入れたら良いのかなという気がします。

○委員長（岩永政則委員）

勝手に名称を変えたら、相手方がおられるわけですからね。長与町の対策本部の正式な名称があるはずですから、それを持ってここには入れとかんと。勝手な名称をつけては駄目じゃないかなというふうには思うんですけどね。何か事務局で正式な名称。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

私も同じような意見で、町の方の災害対策本部に「等」が入っておれば、ここを換えることで可能だと思うんですが。内情は、正式な現状のこれしか書けないんじゃないかなという感じはしております。

○委員長（岩永政則委員）

理解できますか。浦川委員の発言に対して。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

私は疑問を呈しただけですよ。しかしね、今の解釈もあるわけですよ。これしかないわけだから、今長与町はね。しかし、先程河野委員はこの災害のあとに「等」を入れると言われましたよね。だから本部の最後に「等」を入れた方が正確だなと思うんですけども。そうすれば良いんじゃないかなと思います。

○委員長（岩永政則委員）

そしたら今の内村委員では、最終的には「長与町災害対策本部等」が良いんじゃないかと。皆さんいかがですか。いいですか。異議ありですか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

最初に浦川委員が言われたように（１）にはありますよね。「大規模な災害や重大な事件、事故等の危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において町本部が設置されたとき」というのに、例えば感染症対策本部とかは含まれるんじゃないんですか。違うんですか。そういう理解ではないんですか、ここの一文は。じゃなくて敢えて上の条文のところに「等」で、あとに何かいろんなものが設置されたときっていうことで、入れた方が良かったら入れて構わないと思いますけど、そういう意味で（１）の説明書きがあるのかなと思ったんですけど、違うんですか。違うってというのは、委員長は違うと思われてるのかもしれませんが、この内容をちょっと教えてください。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。誰に質問をするのか、どうなのか、自分の意見はこうなんですとかははっきりおっしゃらんと、それをみんなに諮って決めていくわけですから、どうでしょうか。もう少し明確に質問をお願いします。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

今私が質問したところで、先程浦川委員が言われたように（１）のところに説明書きがあるので、そこで「感染症対策本部」が、私の中では含まれるのではないかと思いましたが、この発言をしてるときに委員長が首を横に振られましたので、それだけでは足りないということであれば「災害対策本部等」というね、「等」というのを入れなきゃいけないのかもしれないんですけど、そこをすいません事務局にお答えをいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

今のお尋ねの部分は、第２条の第１号のところを言われてると思いますが、町本部が設置されたときというのは、第２条１項本文の（以下「町本部」という。）に掛かってまいります。これの頭が災害対策本部になっておりますので、災害対策本部に限定されてしまうという形になります。ちなみに３枚目の事務局提案である第２条については「災害等により町に対策本部」ということになりますので、ここは全ての対策本部をカバーしてるということで考えています。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

災害対策本部のことをということでしたら、一つ一つ見直すということでしたので、災害等により町に対策本部というふうな書き方でもよろしいんじゃないでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに質疑はありませんか。長与町災害対策本部等という先程提案もあったわけですね。今中村委員は、どこに入れるという意味ですかね。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

ですので町本部という、私がお尋ねしたところで事務局から説明がございましたので、そうしましたらその「長与町災害対策本部等」という表現ではなくて、災害対策会議の設置要綱に基づいて、ここを主にして見直していくわけですから、3枚目の第2条にある「災害等により町に対策本部が設置されたとき」というふうにすれば、全てのいろいろな災害に限定されなくて、感染症対策本部も含まれるという意味では「等」という表現よりも、その一文の方がよろしいのではないのでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

3枚目を引用したら良いんじゃないかという提案なんですが、皆さんどうでしょうか。

河野委員

○委員（河野龍二委員）

私もそれが分かり易いと思います。3枚目の第2条の「災害等により町に対策本部」ここまででしょうね。さっき中村委員が言われた「設置されたとき」はあとの文言に繋がらないので「災害等により町に対策本部」、ちょっと表現が違ってきますね。言葉が繋がらないですね、やっぱり。「次に掲げる事項が発生したときは」、ここら辺もちょっと違うんですね。「議長は、災害等により町に対策本部が設置されたとき」と言葉を入れると、また「との連携」という形に。言葉がちょっと繋がらないですね。文章の表現としてはこれでいいですけど、この表現の仕方ではあとの文書と繋がりができないので、何か考える必要がありますね。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

非常に分かり易いのかなと思うんですが、一応1枚目をひな型にどうするかということを考えていきますと、先程言われた（1）である程度の意味をなすのかなと思うんですが、先程内村委員が言われたように、「本部等」という形でも「等」を一字入れるだけで、意味を成すのであれば私はもうそれで結構かなと思うんですよ。

○委員長（岩永政則委員）

どちらでいきますかね。皆さんほかに御意見ございません。私から良いですか。中村委員がおっしゃった3枚目の、災害等により町に災害対策本部設置されるわけですね。その表現を1枚目の「議長は」の次にどうにか入れ込めば良いという面は出てまいりますけどね。あるいはもうそのままにして、浦川委員が言われた「等」というのどこかに入れるということですかね。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

整理しましょうかね。1枚目を主に審議をしておりますのでね。例えば第2条につきましては、「長与町議会議長は、次に掲げる事項」。これは（1）と（2）のことですね。「次に掲げる事項が発生したときは、長与町対策本部等（以下「町本部」という。）と連携して云々」ともうそのままですね。「大規模な災害等」、この「大規模の災害」というのをどう解釈するかはまた別の分野として検討せないかんとは思いますけど、一応「大規模な災害云々」ということで、対策本部に「等」を挿入するというので、みんなの合意が得られますかね。良いですか。そしたらそういうことで第2条はいきたいと思います。第3条何かございませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先程ちょっと言いかけたんですが、ここの組織の対策会議を「議長、副議長、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長をもって組織する。」ということで限定をされてるんですが、議会で取り組む話ですので、一応組織は全員が入った方がよろしいんじゃないかなという感じがしてるんですが、いかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

2条からいろいろ協議の結果、整理をすることが出てまいりましたので、事務局長をして説明をさせますので、また間違った所があれば指摘をしていただきながら訂正をしていくということで最終案を作っていくしたいと思います。

事務局長。

○議会議務局長（富永正彦君）

まず第2条の2行目の長与町災害対策本部の括弧の前に「等」を入れる。それと、3行目の「災害等対策会議を設置することができる。」の前に「長与町議会全員協議会内に」ということを入れる。3条が議員全員をもって組織するというを最初に持ってきて、役員会を定義するというところを2号に入れるんですね。私の方で話をさせていただきますと、3条の「連絡会は議員全員をもって組織し、役員会を」というところで、3条の1項に役員会の方まで入れたほうが良いなと思いますが、そういうふうにしていただければと考えています。2項以降はそのままで、3号で「必要と認めるときに役員会を開くことができる。」というふうにしたと思います。4号はそのままで、3枚目

から3条そのものを1回持ってきて今の話になります。それと6号の事務局の話は、1枚目の6条にあるのでこれは削除という形になります。そして、4条は1枚目そのまま、以下全部そのままですかね。一応それで確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

それでは3条につきましては何か訂正等ございませんかね。先程の説明で分かりましたでしょうか。良いですかね。

そしたら別に無いようでしたら3条までいきました。4条につきましては良いでしょうか。そしたら4条、5条、6条につきましては現在のとおりでということで終わりたいと思いますが、特に何か御発言ございませんか。無いですね。それでは以上、訂正を含めて長与町議会災害等対策会議設置要綱につきましては、このように決定をさせていただきます。

引き続きマニュアルの件を冒頭に申し上げました。マニュアルについては先程言ったとおりで、事務局で整理してそれを了として、委員長が成案を作りなさいということであったんですが、それが今日に至っていないということで、再度マニュアルを別紙に配布をさせていただきました。見ていただいたというふうに思いますが、これを前回は長与町に打ち換えて、今の対策会議設置要綱の具体的なフロー図なんです。再度確認ですが、これを長与町に打ち換えて作成するというので良いでしょうか。いろいろ中身を見ますと、結構書いてありますよね。理解はしやすいような感じがします。良いですか。それでは再確認ですが、また、先程言ったとおりに事務局で長与町に合うように整理をして、成案を得て皆さん方に御報告を申し上げるということにいたしたいと思います。

それから、最後にその他につきまして、事務局から、前回までにずっと打ち合わせをしてきたものの中で、まだ審議をする必要があるということが会議規則等であるようでご覧になって、その点を今から配布をして説明をさせますので、よろしくお願ひしたいと思います。それでは配布をいたしました。10枚ぐらいあるようでご覧いただけますけども、今日はこの説明をして終わりたいと思います。一応次回に審査は回すということを前提に、説明を事務局長からいたしますのでよろしくお願ひをいたします。

事務局長。

○議会議務局長（富永正彦君）

説明をさせていただきます。一番上に横書きのものがあると思います。これ以前もお配りしたかと思いますが、会議規則を前回の議会で改正をいたしました。それ以降、今現在標準会議規則との違うところということでお示しをしております。右側が標準会議規則、議員必携に載っているもの。左側が現行の長与町議会の会議規則というところがございます。5条から始まりまして、2ページ目までは、恐らく標準を見ながら長与町が会議規則を作ったときの変換ミスなり打ち間違いなりだろうということで、この辺りは2ページ目までは特に問題は無い部分かということで考えています。3ページ目にまいります。前回お話したときにこの第2条の部分で、いろいろごちゃごちゃになって、

そのままということになっておりました。それ以降2条、51条、51条の2、51条の3、61条の5、81条の2ということで、3ページ目までが今回お示しをする部分になります。第2条の話につきましては、今の原文が「議員及び配偶者の出産のため」ということになっておまして、標準が「議員が出産のため」ということで、議員本人が出産するときの欠席届が日数を定めて、いつからいつまでの期間で取れますよというのが標準会議規則でございます。今現在うちの会議規則の方は配偶者の出産を入れておるがために、配偶者の出産のためにいつからいつまでの日数を定めて、期間で取ることができるというふうになっておりますので、ここは標準に戻すべきだということで、前回お示しをしたところです。この資料の後ろにA4の縦で、町村会議規則第2条への標準会議規則の準用ということで、偶然にも2019年に豊島区が全国調査を行っております。参考資料になりますが、一番上の米印のところですけれども、第2条の第1項第2項ともに標準会議規則どおりの制定をしているところが802町村中の792町村。括弧書きで都道府県・市区ということで書いております。町村におきましては802のうち792が標準どおりという規定をされておまして、うち申し合わせ等で規定しているのが1町村ということで、そこから下はそれぞれの市町の条文を引っ張ってきております。これはあとで見とっていただければと思います。一番最初、そのうち申し合わせ等で決めてるところが、中土佐町ですね。東近江市市議会、桐生市議会が申し合わせとか先例集でこういうふうに書いてますと。それと中程の米印ですけれども、第1号は標準、第2項はオリジナルということで、これはうちがこれに当てはまります。一番上に長与町議会を書いております。その下に千代田町、南部町、関川村、野木町ということで、それぞれの第2項の記載を書いております。裏のページが、第1項を標準じゃなくて第2項は標準どおりにしている所が802町村中6町村があつて、その6町村を記載しております。中程ほどに1項、2項ともにオリジナルというのが802のうち3町村。太子町。そこにその議会の条文を書いております。一番下の米印ですけれども、豊島区が制定したのが1項、2項を無くして1項に集約をしてると。これが豊島区議会になりますけれども、2条を第1項にまとめてしまつてるとというのが豊島区のやり方でございます。一応ここで言いたいのは、1項、2項ともに標準をしてるところが802のうち792という、圧倒的に多いですよということの参考資料でございます。これは見とっていただければと思います。これが会議規則の標準とうちの会議規則の相違点でございます。それと3つ目の資料にまいります。申し合わせを米印で、赤文字で書いてると思います。前回の定例会のときに、基準の施行をスタートしたことは皆さん御承知だと思います。それで、令和2年3月17日施行の基準は、申し合わせのその他の事項8の規定により生きているということでございます。皆さん御承知だと思いますが、4ページの一番下の8ですね。「この申し合わせに定めるもののほか、議会運営に関する取扱は『(仮)長与町議会の運営に関する基準』によるものとする。」ということで、この1文があることによって現行の仮基準は生きてるという形になっております。1ページ目めくって

ただきますと、線で引いてるのが前消えてた部分になります。会規29からずっと後ろにめくっていきますけども、例えば、線を引いとる会期29の投票用紙のところですけども、前は申し合わせで投票用紙の様式を決めておったんですが、様式については事務レベルなので、基準には不要ということで、削除するというので記載をしております。以降全部赤字で、現仮基準のどこに移ったということを全部お示しをしております、恐らくこれで見比べていきますと、基本的には全部線で消すことができるということで考えております。基本的にはこの申し合わせを全部線で消して、基準の方に移行していく作業が今後必要になるということでございまして、4ページの8以外のところまでは全部線で消せるだろうということで考えておりますので、御確認をしていただくことと、5ページと6ページの方に1人1役の表、それと別紙1というものはこの表そのもので、今申し合わせの方に存在をしているということになりますので、この申し合わせを線で消していったあとには、その表ごと現在の仮基準に持ち込んで、この申し合わせを廃止をすると同時に、現仮基準の「仮」が消えて正式な基準になるという段取りになるということをお確認をいただきたいということで、お配りしております。そして、一番最後のものですが、これも前に1回配ってですね。そのときはもう12月で決定したところまで、あとのやつはまたあとでということで決まっておりますので、一応これだけありますよということで、こちらの方はもう既に施行済みの今の仮基準のそれぞれの条文を見ていただいて、こういうふうに変ったら問題があるか無いかというのを、見ておいていただければということで考えております。基本的には、何でこういうふうに変えるかというのを一応矢印です。理由を書いておりますので、その辺り含めて事前に見とっていただければということで考えております。

○委員長（岩永政則委員）

4種類を、概要を説明いただきましたけども、今日は審査については省略し、次回からこの辺りに入っていきたいと考えておりますので、今の件につきましてありませんか。いいですかね。無いようでしたら終了していいでしょうか。

議長。

○議長（山口憲一郎議員）

コロナウイルス感染症対策本部からお知らせをさせていただきたいと思っております。対策本部につきましては、今日議運の中で規約を作っていただきましてありがとうございました。まだ今、感染症の本部を継続しております。今のところは、長与町も長崎県も特に感染した人もおらんわけでございますけども、本部としてはまだ継続をさせていただきまして、町の方もまだ対策本部は解散をしておりませんので、そのまま続けさせていただきまして、何かありましたら、また事務局を通じてファクスなりを差し上げたいという思いでございますので、ご了承いただければと思っております。よろしく願いをいたします。

○委員長（岩永政則委員）

以上で本日の会を終了したいと思います。次回の会は耳にされておるとは思いますが、7月の末ぐらいに北小関係が町長からありましたですね。北小の工事関係が発注されるようで、これが議会の議決ということですから、5,000万円以上になると思いますけど。議会の議決が必要のようで臨時会が開催をされると。この日程が分からないわけです。議長もまだお分かりでないという話でございますのでね。大体の日程決まりますとその前に議運を開きますですね。それはすぐ終わると思いますので、臨時議会はですね。その打ち合わせの前の議会運営委員会において、今お配りしたものを順次検討していきたいというふうに思っておりますので、日程が決まり次第、連絡を文書で申し上げますので、どうぞよろしく。そのときに次回の議会運営委員会を開催するというにさせていただきたいと思っております。以上をもちまして本日の議会運営委員会の全部を終了したいと思います。どうもお疲れさまでした。

(閉会 12時21分)